

第12回長崎家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成21年9月29日（火）午後3時から午後5時まで

2 場所

長崎家庭裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順、敬称略）

石井精二、岩橋義明、財前 博、谷 敏行、能登原 勉、原村憲司、村木ひろ子、山中英子、山中恵子、山本喜代治

(2) 事務担当者

吉野事務局長、山崎首席家裁調査官、立川首席書記官、三井総務課長（庶務）

4 議事

(1) 開会

(2) 長崎家庭裁判所長あいさつ

(3) 委員長代理あいさつ（山中恵子委員）

(4) 委員長の選任

委員長に谷委員（長崎家庭裁判所長）を選出した。

（出された意見の要旨）

家庭裁判所長を委員長に選出してはどうかとの意見のほか、できれば法曹三者以外の委員から選出するのが望ましいとの意見が出された。

(5) 新委員長あいさつ

(6) 協議（成年後見制度について）

成年後見制度の説明DVD（最高裁判所作成）を視聴し、後見開始等事件の流れ等を確認した後、庶務から12月16日に開催を計画している成年後見制度フォーラムの企画、内容等を説明した。出された意見の要旨は別紙のとおり

(7) 報告

庶務から、長崎地方裁判所と長崎家庭裁判所において地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の手続の説明を一つにまとめた「裁判所総合案内」を作成し、関係機関に配布することを報告した。

(8) 次回の予定

ア テーマ

後日改めて委員の意見を聴取して決定する。

イ 日程

平成22年2月8日（月）午後1時30分から

ウ 場所

長崎家庭裁判所大会議室

(9) 閉会

(別紙)

(以下、発言者は、◎：委員長、○：委員、□：事務担当者等で略記する。)

○ フォーラムの名称については特に意見はない。

後見等開始事件についての関心が高いが、障害をもつ人の割合から考えると申立て件数が少ないとの見方があることから、成年後見制度を広く周知する必要があるとの開催趣旨は理解できる。しかし、資料を見るといきなり制度の説明に入っていて、制度の内容をこれでもかというくらい説明している。

裁判所が運用の見直しをした理由は、何らかの問題点があったからではないのか。また、利用者が少ないというのは、やはり何らかの問題があるからなのではないか。この問題点がひょっとしたら市民の関心があるところではないのか。いきなり中身に入って手続を説明するのではなく、問題点をクリアしないと、中身を説明しても眠くなるという人が多いのではないか。

○ 運用の見直しについては、後見を開始すると本人に様々な制限が生じることから、これまで裁判所は慎重に手続を進めていたが、最近は、裁判所の手続に関して言うと、申立てから後見人がつく後見開始の審判までに時間がかかるといったことから、この期間を短縮するために当事者の協力を得て、申立ての段階では必要な資料をかなり準備していただき、裁判所は申立てを受け付けたら、直ちに必要な調査が始められるような態勢をとるということで、なるべく早く後見人を選任しようとしている。

それから、利用者が少ない点については、理由はわからないというのが正直なところである。逆にいうと、相談を受ける立場の弁護士や司法書士の方が情報をもっているのかもしれないが、本来後見人を選任する必要がある状態の人であっても、具体的に何か契約をしなければいけないとか、預貯金の引出しをしなければならないといった必要が生じないと、手續が面倒ということもあるのかもしれないが、実際には申立てに至っていないのではないか。判断能力が低下して、成年後見制度による援助が必要な状態になっても、差し迫らないと申立てをしないのではないかと予想しているところである。

今回、成年後見制度フォーラムで話をしたいもう一つの理由は、裁判所の手続では親族を後見人として選任するケースが多いが、その中で後見人の候補者となった人には、申立ての段階で、後見人がどういう仕事をして、どういう責任があるのかを理解してもらった方が、その後の手續がスムーズになるし、後見人による不適切な財産管理といった不正行為を防ぐことができると考えているからである。

○ 裁判所での手続に時間がかかる理由としては、調査に時間がかかること、鑑定に時間がかかること、後見人候補者が選任できないといったことがあるのではないか。期間を短縮するためには、書類は調査が少なくてすむようにきちんと記載するとか、医師の鑑定が必要な場合には、予め診断書をもらう医師を確保しておき、鑑定費用について承諾を得ておくことが必要である。

また、ここ2、3年、家庭裁判所では、申立て時に申立人や後見人候補者が同行すれば、その場で事情を聞いて調査に要する時間を短くしたり、鑑定を省略して費用を軽減するといった努力

をしている。

後見人候補者を挙げることができない人については、最終的には裁判所が弁護士会、司法書士会、社会福祉士会に候補者の推薦依頼をする方法があること、費用の面では、後見人の報酬は後見人が勝手にもらうのではなく、裁判所が後見人の仕事を評価して報酬を決めるので、無理矢理報酬をもぎ取ることはないと説明している。様々な面で裁判所はもちろんのこと、弁護士会、関係機関も努力しているところである。

- このフォーラムの対象はどのような人なのか。そして、どのような広報をして約200名を集めようと考えているのか。どういう人を対象とするかによってフォーラムの内容も変わってくると思う。しかも、シナリオの内容をみると、ほとんどが司会者と裁判所の担当者との質疑応答ばかりであり、5人いる登壇者が生かされていない。一般の人に対して成年後見制度をPRしていくという立場に立てば、登壇者の活動紹介は一番最初にしてはどうかと思う。登壇者が高齢者、身寄りがない人、判断能力がない人等の財産の管理や身上監護をしているといった実態を最初に説明し、制度の利用が少ないのは、手続が難しいからではないのかということを言った上で、司会者が手続の仕方について質問するのが聞き手としてはスムーズではないかと思う。誰に対して、どのように伝えるのかを聞かせてほしい。
- 今回のフォーラムは家庭裁判所創設60周年の記念行事として開催することであるが、数あるテーマの中でなぜ成年後見制度を選んだのか、その思いが出てきていない。何らかの思いがあったと思うがそれがコアの中で出てきていない。60周年の記念の時期にフォーラムを取り上げた意味がわからない。何のPRなのか。何を周知したいのか。
- 「成年後見制度」といっても一般人にとっては堅すぎて、難しくて、これは何だろうという感じがする。一般には参加してみようという感じがしない。チラシの内容をもっと詳しくできないか。
- 専門的すぎて何のことであるかわからなかったので、娘にインターネットで「成年後見制度」を検索してもらってやっと意味がわかった。参加意欲がなく言葉で記載できないか。一般の方の興味を引くような表現はありはしないか。インパクトがない。堅い感じがする。
- 例えば、「転ばぬ先の杖」といったサブタイトルをつけて工夫してはどうか。参加者は高齢の人が多いと思う。
- 出席するのは高齢の人だと思う。
- ネーミングについては、他の裁判所で行われた「成年後見制度説明会」を参考に、それを少し柔らかい表現にしてこのようなネーミングを提案した。フォーラムとしたのは、市民との会といった感じになるのでこのようなネーミングにした。確かに漠然としていて何をやるのかわからぬので、提案があったようにサブタイトルを検討してみたい。
- サブタイトルについて何かよい案があれば委員からもお寄せいただきたい。普段から考えている人に受け止めもらえるような名称を考え、チラシを作りたい。
- おそらく応募しようとするのは、制度に感心があるが、ただ入口の門の前で逡巡しているような人なのではないか。両親や自分の20年、30年後のことを想像している人が多いのではないか。親の面倒はみたいと思うが、みれないときはどうすればよいのかという疑問がある人もいる

のではないか。私は資料を読んでみて、後見人がものすごい負担を伴うことがわかり、それならば自分の親は自分の裁量でみた方がよいと思った。何か引っかかっている人たちに、わかりやすく利用してみようと思わせる工夫をしてもらいたい。

◎ 成年後見制度のメリットというか、制度の良さを説明したが、難しくて、敬遠したくなるようではいけない。利用してみようという考えにはなりにくい。裁判所は成年後見制度が市民のみなさんにとって役立つはずと考えており、それを法律のまま説明しようとするとかなり堅いことになってしまう。先ほど見ていただいた最高裁作成のDVDの内容は相当堅いか。

○ テレビ局の人間として見ればおもしろくない。

□ 先ほど見ていただいたDVDは、時間の都合で手続説明だけの短縮版であったが、フォーラム当日に上映するものは、役者が出演するドラマ仕立てのものである。ストーリーは母親が認知症になり、息子が銀行に行ったけれども母親の預金を下ろせなかったもので、困って裁判所に相談に行ったということから始まるドラマなので、本日見ていただいたものよりいくらかはわかりやすく、物語的になっている。

◎ DVDは実例に従った説明になっている。シナリオは部分部分で説明をしながら進めていく形になっているが、事務局では説明の仕方について問題は感じていないか。

□ 端的に制度 자체を説明すると堅くなってしまい、なかなか理解してもらえなくなるので、DVDの項目に沿って個々に説明した方が、参加者にはわかりやすいのではないかと考えている。

◎ それから、先ほど出た登壇者が生かされているのかという意見であるが、これについても実際どのように構成すればよいか意見はないか。

○ 私は登壇者であるので、事前にDVDを視聴してきたが、内容は母親が布団等を自分が必要とする以上に購入しているというものであった。成年後見制度を利用していないと一つ一つの契約を取り消さなければならないが、制度を利用していると、後見人等として一刀両断に取り消せることになる。親が独りで留守番をしているときに、訪問販売が来て騙されないように監督しておくわけにはいかない。制度を利用ていれば取り消せる。DVDでは息子の顔がわからず、間違えたりする場面や銀行に行っても母親の預金を引き出せない場面が出てくるので、若干わかりやすいのではないかと思う。

制度のメリットとしては、例えば、兄弟の争いや遺産の争いがある場合に、財産を管理していた人が財産を勝手に使ってしまったという話があるが、後見人として裁判所の監督を受け、仕事の内容を報告しているので、財産を管理していることをきちんと証明できるというメリットがある。

□ 裁判所では手続の説明を中心に考えていて、内容が希薄だった面があると思う。登壇者がどういう人で、どのような活動をしている人なのかを参加者に理解してもらっていないと、どういった立場で説明しているのかわからないと思うので、その点は修正したいと思う。

◎ 今後、登壇者と打合せを行うことになるが、この委員会で出た意見を取り入れて、要望に応えられるような内容にしたいと思うが、事務局として検討は可能であるか。

□ フォーラムの開催は12月中旬なので、時間的にはまだ余裕がある。示した資料はサンプルであり、中身が変わることも想定しているところである。本委員会でいただいた意見を登壇者にも

伝えたい。

- 登壇者が説明するに当たって、成年後見制度について説明をする前に話をした方がよいこと、一連の説明をした上で話をした方がよいこと、あるいは二段階で説明した方がよいことなどについて意見をいただきたい。
- 男女共同参画のフォーラムを開催した経験があるが、フォーラムには、登壇者が互いに自由に意見交換できる時間があるということがとても大事である。ただ、最初に活動内容を話しすぎると後が大変なので、1人3分程度自己紹介を兼ねて成年後見制度にまつわる活動をポイントを絞って話すとよいのではないか。その活動の説明の中で司会者から各登壇者に話を振っていければきれいにつながっていくのではないか。登壇者がそれぞれの立場で意見を伝えていかないと、ただの説明会となり、会場の人はもどかしさを感じるのではないか。
- フォーラムを開催する前提として、家庭裁判所ができて60年経ったということがある。よく言われているのが、社会の変化に家庭裁判所が対応できているのか、成年後見制度だけではないが、家族ひとつをとってもこれだけ大きく変化していて「孤族（こぞく）」とも言われている。その中で家庭裁判所の方が、家族の変化に本当に対応できているかと、十分に対応できていないということが大きな位置付けとしてあるのではないか。その中の一つとして成年後見制度があるのではないか。そういう意味で成年後見制度も先ほどから話が出ていくように、かつては時間がかかる、難しい手続とかいろいろな書類を揃えないといけなかつたというところがあった。それを利用しやすい形で何とかできないであろうか、あるいは周知というところもあると思う。
- 私自身が申立てをして滞留した事件は少ない。関与した事件は多くない。
気になったのはチラシである。ユーザーが見てすぐ自分に関係あるものと認識できるのかが気になる。
- 成年後見センター・リーガルサポート等が成年後見制度に関する相談会を実施しているが、そのチラシには、困った具体例を記載してわかりやすくしている。
- チラシの案を見ると、これを見て来る人は、既にある程度問題を抱えていて、しかも成年後見制度があるということをぼんやりと知っていて、じゃあもっと詳しく知りたいから行ってみようかという人ではないか。ところが、親に少し認知症の症状が出てきた状況にあって、親の面倒をみているような人が、このチラシを見て自分に関係あるものとすぐにわかるのかという感じがする。どういう人に関係があるのかということがこのチラシではわからない。チラシの中に、こういう人にとって必要であるという具体的なメッセージを入れてはどうか。
- 各委員から出ている意見はよくわかる。限られた紙面の中でどのように訴えていくかということについては今後検討していくみたいと思う。ただひとつ気になるのは、言葉の中に、例えば「認知症」などの言葉を入れて、自分自身や自分の家族に該当するということがわかって集まっていただけるとしても、それぞれの家庭が持っている問題やプライバシーに配慮しなければならないので、言葉の使い方にも配慮をしなければいけない。すぐわかるようなタイトルを出せればよいと思う。1度しかない機会なので、委員から出た意見を活かしたいと思う。
- 長崎市が共催なので、チラシだけではなく、市の広報番組などテレビを利用して広報を進めた方が不特定多数の人々に周知できるのではないか。

- シナリオについては、1ページから13ページまでを話し言葉で進めると、私の経験では2時間半はかかると思う。とても1時間半でできる分量ではない。
- 今回のフォーラムの時間で成年後見制度を理解してもらうのはそもそも難しいと思う。
私が気になるのは、残存能力の活用についての視点が欠けている点である。後見状態になっても日常の買い物が自分でできる人は、やっていいのであるが、このシナリオは残存能力の視点が含まれていないのではと思う。
- 今後、登壇者との調整など事務局を中心に準備を進めていくことになると思うが、本日伺った意見を踏まえた形でフォーラムが開催できればよいと考えている。
- どういう観点からこのフォーラムをするのかがわからない。おそらく、問い合わせが多いという話なので関心がないわけではなく、ニーズの高い制度であることは間違いないと思う。埋もれているニーズを掘り起こして、この制度を利用してもらうかという感じで、焦点を絞って進めた方がよい。市に対してどういう問い合わせが多いのかとか、どういうところがわからないのかということを確認し、焦点を絞ってシナリオを考えてみてはどうかと感じた。
- 制度の利用者が少ない理由としては、具体的な必要性が生じていないから関心が向かないということがあるのではないかと思う。今必要ないけれども、予め知っておこうという知識はあまり役に立たない。関心のある人は必要だろうが、そうでない人に対してまで知らしめたいというのであれば、これはまったく違うことになる。誰を対象にするかでやり方が変わってくるのではないか。
関心がある人に対しては資料にあるように詳細な説明は必要だろうが、制度に対してやっと目が向いたという人に対しては、詳しい手続は関心がなく、聞いてあまり役に立たないと思う。
医師の診断書についていと、禁治産制度の時代は詳細な診断書が書かれていた。制度が変わり、診断書の書式が最高裁から示されていて、書式の中を埋めていけばいいような格好になっているので、あまり頭を使わなくてよくなっている。
簡便になったけれども、それだけ中身の濃さは薄くなっているよう思う。
- それから、成年後見制度は禁治産制度の欠点を改めるために出てきたのだと思うが、あまり活かされていない。使う側からは何だか面倒くさくなつて、もういいやということになっているのではないかと思う。
- 勉強はしたけれども、使わずに忘れてしまうということも結果として起こる。だから予め中身を詳しく知っておこうという人に対しては、与えるためのエネルギーに対して効果は少ないのでないかと思う。

長崎家庭裁判所委員会委員名簿（五十音順）

平成21年9月29日現在

長崎県弁護士会所属弁護士	石井 精二
長崎地方検察庁検事正	岩橋 義明
長崎放送株式会社取締役報道局長	財前 博
長崎家庭裁判所長	谷 敏行
医療法人厚生会 道ノ尾病院顧問	能登原 勉
長崎家庭裁判所裁判官	原村 憲司
株式会社矢太樓 女将	村木 ひろ子
社団法人成年後見センター・	
リーガルサポート長崎支部副支部長	
長崎県司法書士会所属司法書士	山中 英子
元長崎県男女共同参画推進センター長	山中恵子
元長崎県立大学シーボルト校	
国際情報学部国際交流学科 教授	山本 喜代治